

檜山沖洋上風力発電事業の状況について

2025年7月9日



ZERO CARBON
HOKKAIDO
SETANA

檜山沖洋上風力発電事業の状況について

本日皆様にご確認頂きたい事項

檜山沖洋上風力発電事業への町の取組み状況について

 洋上風力発電は、地球規模での気候変動対策やエネルギー安全保障、地域経済の活性化に貢献する再生可能エネルギー源の一つとして、世界的に導入が拡大されています。

せたな町、八雲町、江差町、上ノ国町の4町の沖合は、令和5年5月12日に再エネ海域利用法に基づく「有望な区域」に整理され、洋上風力発電の事業化に向けた協議が進んでいます。

令和7年3月19日には、檜山沖法定協議会の第4回会合が開かれ、洋上風力発電事業の**漁業との共生**や、洋上風力発電事業が、**せたな町および檜山地域の地域活性化につながる振興策**となることを求める協議会の意見がとりまとめられました。

本日は、下記についての状況をご報告いたします

(1) 北海道5海域の状況について

(2) 檜山沖の状況について

(3) 今後について



参考イメージ: 2009年から運転しているアンホルト洋上風力発電所(デンマーク)

檜山沖洋上風力発電事業の状況について

（1）北海道5海域の状況について

北海道内の「有望な区域」と協議会の開催状況

道内の**5 区域**が、令和5年5月に国により再エネ海域利用法における洋上風力発電の「**有望な区域**」に選定されました。今後は、国と道、市町村、漁業関係者などで構成される法定の協議会を設置し、促進区域の指定に向けた議論が重ねられます。

協議会では、**地域・漁業との共存共栄策や、漁業影響調査など、選定事業者を求める事項**の他、**地域の将来像**について議論し、全会一致で意見をとりまとめます。

こうしたプロセスを経て、国から**促進区域**に指定されたのち、**事業者の公募・選定**が行われ、洋上風力発電施設の建設・運転へと進みます。



檜山沖以外の4区域の協議会開催状況(令和7年7月9日時点)

「**松前沖**」：法定協議会を設置、3回の協議会を開催してとりまとめまで終了、今後の促進区域指定を待っている状況

「**岩宇・南後志地区沖**」：法定協議会を設置、2回の協議会を開催

「**石狩市沖**」及び「**島牧沖**」：法定協議会の設置は無し

1. 檜山沖洋上風力発電事業の状況について

(2) 檜山沖の状況について

檜山沖協議会の開催状況と主な協議内容について

 「檜山沖における法定協議会」の開催状況については、次の通りです。
構成員：国、道、上ノ国町、江差町、八雲町、せたな町、ひやま漁協、有識者、他関係機関など16名（※会長は足利大学 牛山先生）

第1回法定協議会（令和5年12月18日 江差町）

- ・協議会運営、洋上風力と再エネ海域利用法等の概要、檜山沖海域の概要、他地域の状況、構成員による意見交換 など

第2回法定協議会（令和6年7月22日 江差町）

- ・専門家等からの情報提供（漁業影響調査、環境影響、地域・漁業振興策事例等）

第3回法定協議会（令和6年11月8日 江差町）

- ・国からの情報提供、地域の取組状況の報告（出捐金や固定資産税等）、協議会とりまとめに向けた協議や意見交換 など

第4回法定協議会（令和7年3月19日 江差町）

- ・協議会意見とりまとめ（案）に関する協議、協議会意見とりまとめの合意 など

1. 檜山沖洋上風力発電事業の状況について

(2) 檜山沖の状況について

檜山沖地域検討部会での検討状況について（再掲）

 協議会構成員及びオブザーバにて、意見とりまとめのために構成された「地域検討部会」の開催状況は、次の通りです。

構成員：国、道、檜山管内及び八雲町の副町長・担当課長

1. 議論のテーマ：

- (1) 基金出捐金と地域振興策の考え方について
- (2) 固定資産税の配分の考え方について
- (3) 制約範囲の検討
- (4) 協議会意見とりまとめの作成について

2. 開催及び協議状況

(令和6年9月13日、10月24日及び令和7年2月21日の計3回)

- ・基金出捐金の考え方：**漁業振興策と地域振興策の配分を8対2とし、地域振興策は檜山全域を対象とするが構成4町に重点置く**
- ・固定資産税の考え方：**共同漁業権を境界に各町が課税**
- ・制約範囲の検討：**せたな町、江差町の再エネに係るゾーニングを考慮**

1. 檜山沖洋上風力発電事業の状況について

(2) 檜山沖の状況について

漁業者関係での検討状況について（再掲）

 協議会構成員である「ひやま漁協」及びオブザーバ（道総研函館水産試験場、道庁）での、漁業関係の開催状況は、次の通りです。

1. 漁業関係の検討状況

（1）漁業影響調査の考え方に係る意見交換（令和6年8月30日）

（ひやま漁協、道総研函館水産試験場、道庁）

（2）漁業影響調査の考え方、制約範囲等に係る意見交換 （令和6年9月13日及び10月30日）

（ひやま漁協、協議会事務局(エネ庁、港湾局、道庁)）

※上記の他に、個別の意見交換は必要の都度実施。

2. 議論の概要

- ・水深20m以浅の区域には、風車を設置しないことを基本とし、漁業者と丁寧な調整と十分な協議が必要。
- ・9月～10月は、主要魚種であるサケの漁期であることから、当期間における工事の際は、丁寧な説明と十分な協議が必要。

1. 檜山沖洋上風力発電事業の状況について

（2） 檜山沖の状況について

促進区域（案）及び区域設定の留意点

水深20m以浅の範囲

： 洋上風力発電設備等（海底ケーブル及びその附属設備を除く。ブレード回転エリアを含む）を設置しないことを基本とする海域

区画漁業権区域及び定置漁業権区域

： 関係漁業者に丁寧な説明・協議を行う海域

道立自然公園（狩場茂津多、檜山）区域

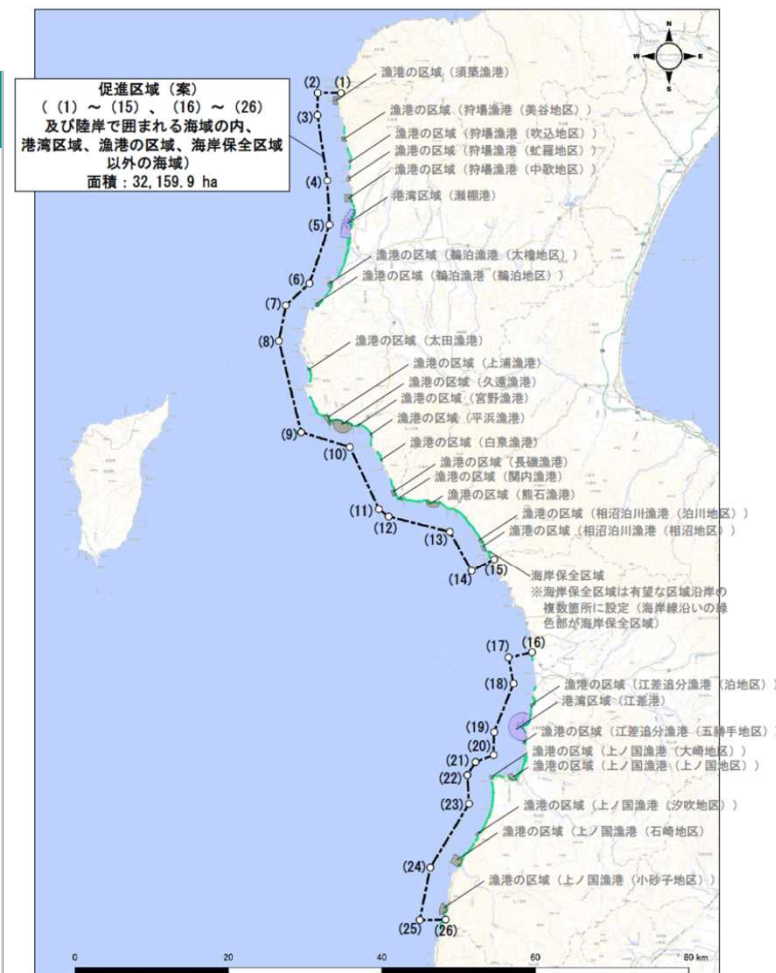
： 北海道の道立自然公園の所管部局と調整を行う海域

各港湾の航路

： 洋上風力発電設備等（海底ケーブル、ブレード回転エリアを除く。）を設置しない海域

既設の海底ケーブル、海底取水管

： 各施設の管理者への丁寧な説明・協議を行う



※促進区域（案）の陸域部座標（(1)、(15)、(16)、(26)）は海岸線より近い陸上構造物（道路）上等（※）に設定。
（※）陸域部座標は、将来に渡り陸域上に設定されている必要があり、侵食される可能性が低い陸上構造物（道路）上又は海岸線より一定の距離が確保された場所に設定。
※港湾区域及び漁港の区域は海洋台帳に基づき作成、海岸保全区域は北海道提供資料（図面）のトレースにより作成しており、概ねの範囲を示すもの。したがって、促進区域（案）の面積についても、概ねの港湾区域、漁港の区域、海岸保全区域に基づいた面積となる。
※港湾区域、漁港の区域、海岸保全区域は、促進区域（案）の座標（1）～（15）、（16）～（26）及び陸岸で囲まれる海域内に指定されている区域のみ記載。

1. 檜山沖洋上風力発電事業の状況について

促進区域（案）及び区域設定の留意点 せたな町拡大図

水深 20 m 以浅の範囲

： 洋上風力発電設備等（海底ケーブル及びその付属設備を除く。ブレード回転エリアを含む）を設置しないことを基本とする海域

区画漁業権区域及び定置漁業権区域

： 関係漁業者に丁寧な説明・協議を行う海域

道立自然公園（狩場茂津多、檜山）区域

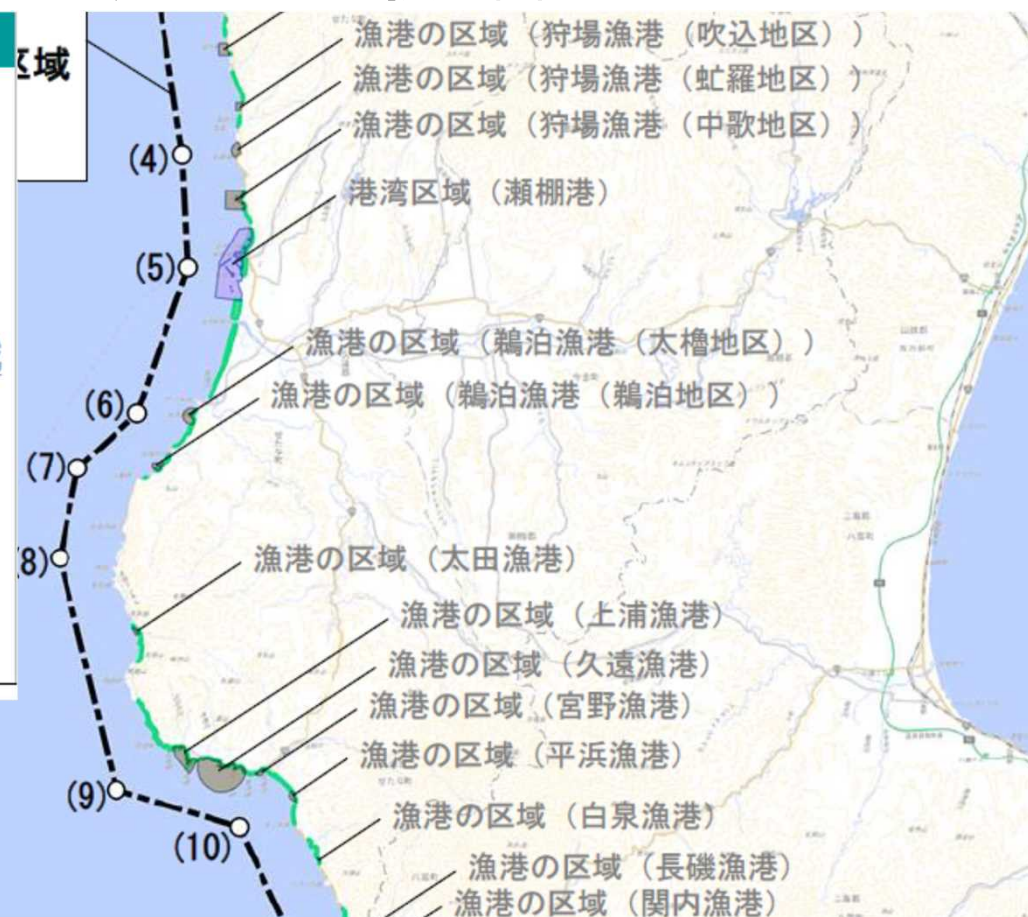
： 北海道の道立自然公園の所管部局と調整を行う海域

各港湾の航路

： 洋上風力発電設備等（海底ケーブル、ブレード回転エリアを除く。）を設置しない海域

既設の海底ケーブル、海底取水管

： 各施設の管理者への丁寧な説明・協議を行う



1. 檜山沖洋上風力発電事業の状況について

檜山沖法定協議会意見とりまとめの概要

意見とりまとめの概要

◆全体理念

- 発電事業が地域における新たな産業、雇用、観光資源の創出などの価値を有するものであること
- 地元自治体とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実現に努めること

◆地域や漁業との共存及び**漁業影響調査**について

◆洋上風力発電設備等の設置位置に当たっての留意点

◆洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

◆発電事業の実施に当たっての留意点

◆環境配慮事項について

◆「**洋上風力発電事業を通じた北海道檜山沖の将来像**」 **環境と経済が調和しながら成長し続ける地域**

①漁業振興策

②地域振興策

1. 檜山沖洋上風力発電事業の状況について

檜山沖法定協議会意見とりまとめの概要

意見とりまとめの概要

◆「洋上風力発電事業を通じた北海道檜山沖の将来像」 環境と経済が調和しながら成長し続ける地域

選定事業者は、（中略）漁業・地域との共存共栄の理念のもと、次に掲げる取組等を地域の意向を十分に踏まえた上で、共に取り組んでいく必要がある。

①漁業振興策

- ・漁業の経営安定化に向けた取組
- ・水産資源の維持・増大や水産資源の育成環境の保全・創造に向けた取組
- ・檜山産農林水産物や加工製品の販路拡大に資する取組
- ・洋上風力発電設備等を利用して得た海況情報の活用による漁業の効率化、海洋環境モニタリングデータとしての活用
- ・密漁対策の取組
- ・漁業活動に起因する洋上風力発電設備等の毀損等が関係漁業者の故意の行為によらず生じた際の、漁業者の負担を極力軽減する対応の検討

②地域振興策

- ・地域住民が発電事業に広く参画できる仕組みの検討
- ・自然や文化を活かした観光地づくりに向けた洋上風力発電施設の活用や水産業との連携の検討・協力
- ・江差港、瀬棚港等の地元港湾のO&M港等としての活用を通じた発電事業の円滑化及び地域経済の活性化
- ・電力の地産地消等に資する取組
- ・洋上風力発電事業を契機とした若い世代への環境教育の活性化

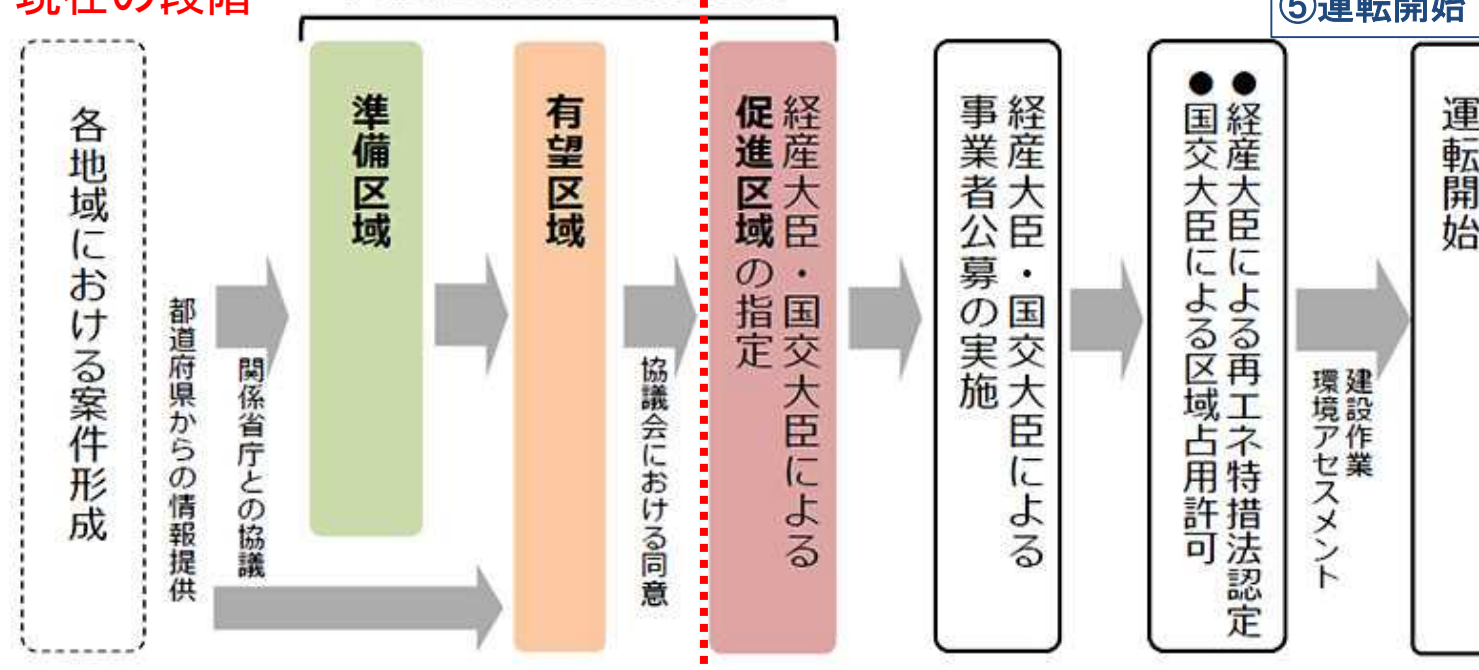
1. 檜山沖洋上風力発電事業の状況について

（3）今後について

再エネ海域利用法に基づく区域指定・事業者公募の流れ

現在の段階

毎年度、区域を指定・整理し、公表



今後は以下の通り進んでいく

- ①促進区域の指定
- ②事業者公募
- ③事業者選定・区域占有許可
- ④環境アセス、工事
- ⑤運転開始

有望区域の要件（促進区域指定ガイドライン）

- 促進区域の候補地があること
- 利害関係者を特定し、協議会を開始することについて同意を得ていること（協議会の設置が可能であること）
- 区域指定の基準（系統確保、風況等の自然的条件、航路・港湾・防衛との調整等）に基づき、促進区域に適していることが見込まれること

協議会の設置（再エネ海域利用法第9条＋ガイドライン）

- 有望区域では、促進区域の指定に向けた協議を行うための協議会を設置
- 国、都道府県、市町村、関係漁業者団体等の利害関係者、学識経験者等で構成
- 協議会は可能な限り公開で議論